基本目標Ⅳ　自立を支える社会環境の整備

男女がともに豊かに生きるためには、市民一人ひとりが精神的、経済的、生活的な面などあらゆる面において、自らが主体性と責任を持って自立できる社会環境を整備していくことが必要です。

育児・介護休業法など、家庭と就業の両立を支援する施策が推進されてきてはいますが、未だ両立は難しく、家庭内の負担が女性の個性と能力の発揮を妨げています。

女性も男性も固定的な役割分業意識にとらわれず、家事や育児、介護を両性の責任において共同で行い、同時に※石狩市次世代育成支援行動計画を推進するとともに、地域社会からの支援を充実させることが、女性の自立はもちろん、男性の自立と豊かな生き方にもつながっていきます。

また、核家族化や少子・高齢化の進展に伴い家族形態が多様化し、地域には高齢者や障がいを持つ人、ひとり親家庭などが増加しています。これらの人たちは、その自立に多くの困難を伴い、生活面、経済面で不安定になりがちなため、生活の安定と自立に向けた支援を行っていく必要があります。

※：石狩市次世代育成支援行動計画
次世代育成支援対策推進法に基づき、少子化対策の重要施策として、石狩市の「地域福祉計画」、「障がい者計画」、「母子保健計画」、「保育計画」、「教育プラン」と整合して策定された行動計画。計画期間は平成 17 年度から 10 年間。

推進の方向１　子育てしやすい育児環境の整備

北海道が実施した「意識調査」によると、女性の 59.1%が「働きやすい状況にあると思わない」と回答しており、その理由として 62.9%の女性が「育児施設が不十分」を挙げています。

このように、働く女性にとって、子育てと仕事の両立を図ることは大きな課題となっており、女性が働き続けるためには、保育サービスの充実とともに、地域社会や父親の子育てへの参加が必要です。

そのため、多様な就業形態に対応できる保育や放課後児童対策のほか、地域での子育て支援体制を確立するなど、石狩市次世代育成支援行動計画を推進し、安心して働き続ける育児環境の整備に努めます。また、関係機関と連携しながら企業や労働者へ育児休業制度の周知・啓発に努めるとともに、男女がともに家庭責任を担えるよう労働時間短縮の要請や、男性の子育て参加を促進するための意識啓発、子育て講座など実技講座の開催にも努めます。

女性が働きやすい状況にあるとは思わない理由

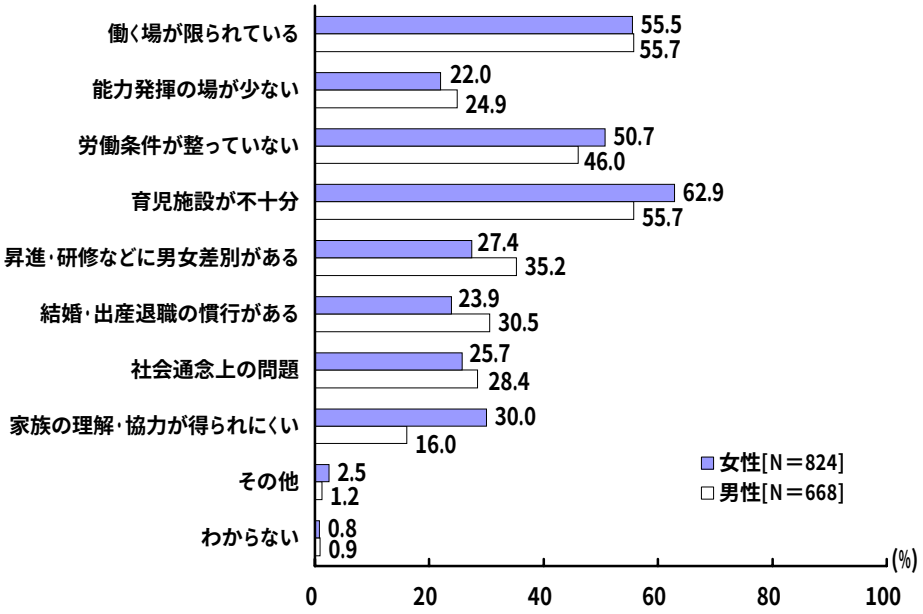

注）北海道「男女平等参画に関する意識調査」（平成 14 年度）

施策の推進内容	主な事業の概要	担当部局
(1) 多様な子育てニーズに対応する保育施策の推進 就労形態の多様化に対応できる保育サービスの充実とともに、地域での子育て支援体制の整備に努めます。	○保育所の充実 ・一時保育 ・延長保育 ・障がい児保育 ・産休明け・育休明け保育 ・病後児保育 ・休日保育 ○※特別保育事業の充実 ○放課後児童健全育成事業の充実 ・児童館の充実 ・放課後児童会の充実 ○多様な子育て支援事業の充実 ・地域子育て支援センターの充実 ・企業内保育への支援 ・子育て支援グループの養成 ・子育て相談・ふれあい・交流の充実 ○在宅子育て家庭への支援 ・産後支援ヘルパー派遣事業 ・乳幼児健康支援一時預かり事業 ・子育てスタッフによる電話・訪問支援 ○　ＮＰＯ法人等を核とした子育て支援拠点センターの創設	 こども室 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 経済部 こども室 〃 〃 〃 〃 〃
(2) 父親の子育て参加の促進 父親への子育て参加意識の喚起や参加しやすい職場環境づくりに努めます。	○育児休業法等の周知・啓発（関係機関との連携） ○講座等の充実 ・両親教室の開催 ・子育て講座の開催 ○啓発パンフレットの作成・配布（再掲） ○労働時間短縮への取り組み（関係機関との連携）	経済部 保健福祉部 〃 〃 経済部

※：特別保育事業
延長保育、乳児保育、障がい児保育など就労形態の多種多様化に対応するための子育て支援事業と育児相談や就労状況に関わらず利用できる一時保育所、地域子育て支援センター等場所の支援。石狩市次世代育成支援行動計画に掲載（平成18年度実施予定）

推進の方向２　男女がともに担える介護環境の整備

本市の「障がい者の生活実態に関する基礎調査」によると、身体に障がいを持つ人への介護の 70.3%を女性が担っており、介護は家事や育児とともに女性の役割として固定化し、女性の社会進出にとっての大きな阻害要因となっています。

女性が男性とともに社会のあらゆる分野に参画し、就労や社会活動を続けるためには、介護体制の充実を図るとともに、これまでの固定的な役割分業意識を改め、家庭での介護は男女がともに担うことが必要です。

そのため、福祉サービスを充実し、介護の社会化を進めるとともに、高齢化社会に対応した支援に努めます。

また、関係機関と連携しながら企業や労働者へ介護休業制度の周知・啓発に努めるとともに、男女がともに家庭責任を担えるよう労働時間短縮の要請や、男性の介護への参加を促進するための意識啓発、介護講座などの開催に努めます。

介護者の性別

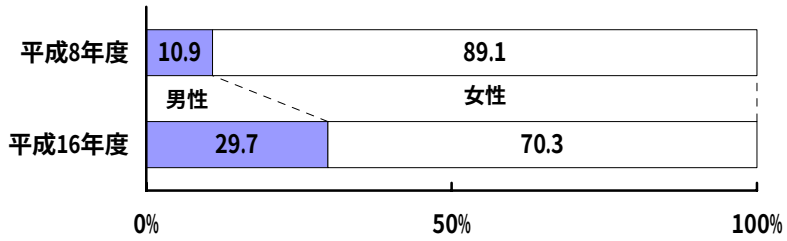

注）平成 16 年度データは石狩市「障がい者の生活実態に関する基礎調査」、
平成 8 年度データは石狩市総合福祉計画策定基礎調査

家族の介護について

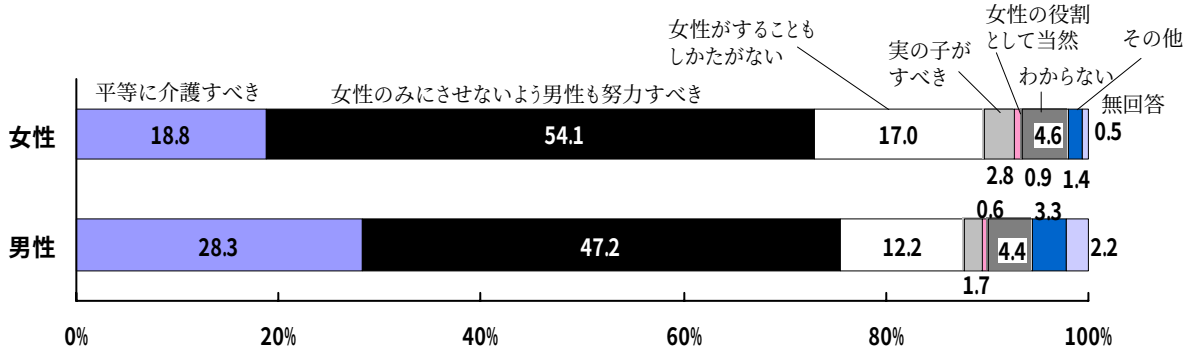

注）石狩市「男女平等に関する市民意識調査」（平成15年度）

施策の推進内容	主な事業の概要	担当部局
(1) 介護の社会化と男女共同参画の促進 介護は女性にとって大きな課題となっていることから、社会全体で担うよう、その啓発やマンパワーの養成と確保に努めます。	○介護の社会化についての啓発の推進 ○介護についての学習機会の充実 ・家族向け介護講座の開催 ○労働時間短縮への取り組み（関係機関との連携）（再掲） ○介護に関わるマンパワーの養成と確保 ・専門的人材の育成 ・ホームヘルパーの養成 ・ボランティアの養成	保健福祉部 〃 経済部 保健福祉部 〃 〃
(2) 介護施策の推進 在宅ケアサービスの充実を図るとともに、施設サービスとの連携に努めます。	○在宅福祉サービスの充実 ・介護保険サービスの確保（デイサービス・ショートステイ等） ・食の自立支援サービスの充実 ・家族介護者ヘルパー受講支援の充実 ・徘徊認知症高齢者等検索機器貸与事業の充実 ○介護予防サービスの充実 ・寝たきりや認知症予防の充実 ・閉じこもり予防の充実 ・転倒骨折予防の充実 ○施設の整備 ・特別養護老人ホームの充実 ・ケアハウスの設置 ・小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービス拠点の整備 ・知的障がい者グループホームの設置 ・認知症高齢者グループホームの設置 ○地域ケアシステムの確立 ・在宅介護支援センターの充実 ・地域包括支援センターの創設	保健福祉部 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

推進の方向３　高齢者の生活自立のための条件整備

高齢化社会の進行に伴って、仕事や子育てが終わり、夫婦のみや一人で暮らす時間が長くなっている中で、高齢者が豊かな知識や経験を活かし、自分自身の時間を有意義に過ごすことが重要な課題となっています。

高齢者が生きがいや充実感を持って毎日を送るためには、社会の一員として様々な場でこれまで培った知識や経験を活かし、社会に貢献できる機会を確保することが必要です。

そのため、ボランティア活動や地域活動への参加意識の喚起を図るとともに、生きがいづくりとしての就業機会の拡大など、高齢者の社会参加や就業支援に努めます。

また、独居高齢者が住み慣れた家で、経済的に不安がなく、安心して暮らし続けるための支援にも努めます。

施策の推進内容	主な事業の概要	担当部局
(1) 高齢者の社会参画と生活安定の促進 高齢者が安定した生活を営み、就労や社会活動に参加できるよう各種施策の充実に努めます。	○高齢者の社会参加・参画の促進 ・シニアボランティアの養成 ・各種講座等への講師としての参画 ○高齢者の就業機会の確保 ・シルバー人材センター事業の充実 ・就労情報の提供 ○住宅改良への支援 ○新たな生活産業の創出・支援（再掲）	保健福祉部 生涯学習部 経済部 〃 保健福祉部 地域活力政策室

高齢期に住みたい場所について

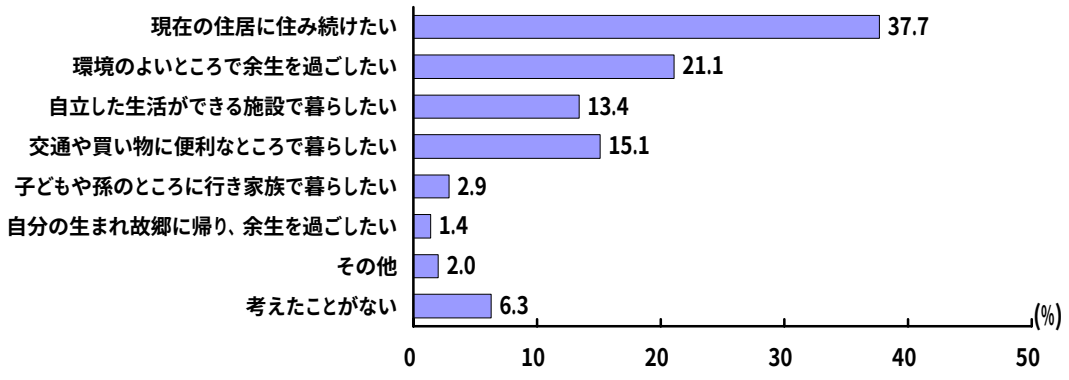

注）石狩市「地域福祉に関わる基礎調査」（平成 16 年度）

推進の方向４　社会的援助を必要とする人への支援

本市の「障がい者の生活実態に関する基礎調査」によると、身体障がい者、知的障がい者ともに、将来の生活に大きな不安を持っており、その理由として「働く場所があるかどうか」を挙げています。

障がい者が、将来にわたって生活面、経済面で自立するためには、その偏見を取り除くとともに、誰もが多様な生き方ができ、自立や自己決定権を有するという社会的気運の醸成に加え、将来ビジョンが持てるような生活設計や精神的なケア、就労支援が必要です。

また、家族形態の多様化により、ひとり親家庭が増加する傾向にありますが、仕事や家事、介護などを一人で果たさなければならないなど、生活をする上で様々な困難を抱えていることから、ひとり親家庭は、経済的にも、精神的にも厳しい状況に置かれており、精神的ケアや生活の安定化のための支援が求められています。

そのため、相談体制の充実を図るとともに、各種制度の周知、職業訓練機会や就業情報の提供など、生活面、経済面での自立への支援を行います。

また、近年、配偶者等からの暴力などの被害を受ける女性が増加し、迅速かつ適切な対応が求められていることから、その実態の把握に努めるとともに、被害女性に対する相談体制の充実や保護を必要とする女性への支援に努めます。

将来の生活での不安

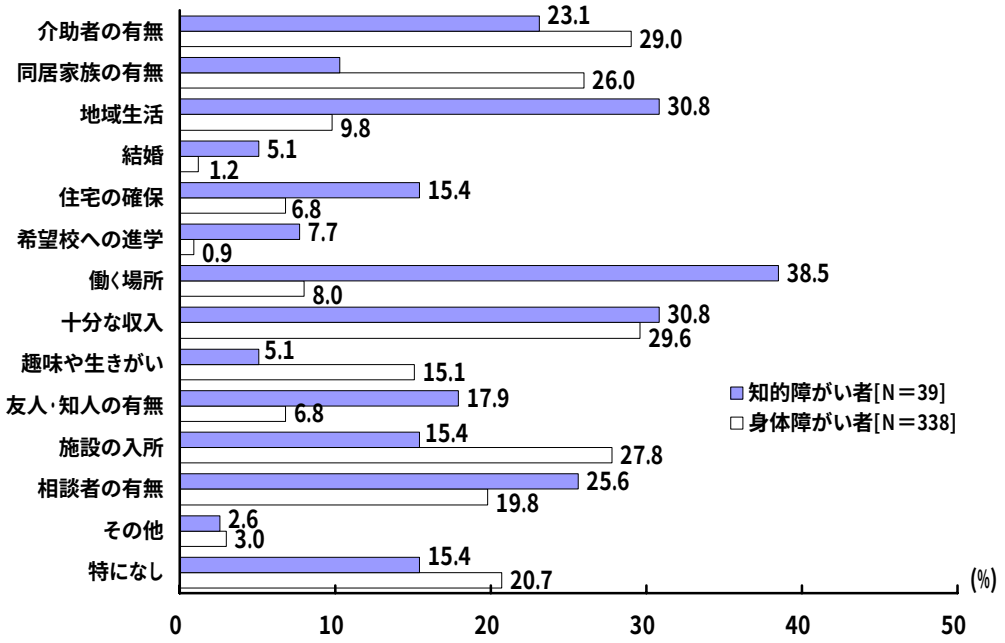

注）石狩市「障がい者の生活実態に関する基礎調査」（平成 16 年度）

施策の推進内容	主な事業の概要	担当部局
(1) 障がいを持つ人の自立の支援 障がい者が自立した生活を営むことができるよう、各種施策の充実に努めます。	○障がい者問題の理解のための啓発の推進 ・ふれあい広場いしかりの充実 ・障がい者週間の周知 ・福祉教育副読本の作成 ・啓発パンフレットの作成・配布（再掲） ○社会参加の促進 ・交流会の開催 ○就労支援 ・障がい者雇用企業等への支援 ・就業に関する情報の提供（関係機関との連携）（再掲） ・職業紹介事業の実施（再掲） ○相談・情報提供の充実 ○ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり	保健福祉部 〃 〃 〃 〃 〃 経　済　部 〃 保健福祉部 各　　部
(2) ひとり親家庭の自立の支援 ひとり親家庭が自立した生活を営むことができるよう、各種施策の充実に努めます。	○各種福祉手当の周知 ・児童扶養手当 ・医療費助成 ・母子・寡婦福祉資金の貸付 ・母子家庭自立支援給付金 ○就労情報の提供 ○母子・寡婦家庭への住宅入居優遇措置 ○ひとり親家庭の実態把握 ○相談事業の充実 ・ひとり親家庭相談 ・児童家庭相談	こ　ど　も　室 〃 〃 〃 経　済　部 建　設　部 こ　ど　も　室 〃 〃
(3) 緊急の援助を必要とする女性への支援 暴力被害などで緊急の援助を必要としている女性に対して、各種支援に努めます。	○女性への暴力に関する実態把握 ○相談・保護体制の整備 ・カウンセラーの配置 ・育児不安を持つ親に対する相談指導 ・民間※シェルター開設への支援 ・関係機関との連携強化	企画財政部 〃 こ　ど　も　室 企画財政部 〃

※：シェルター
避難所、駆け込み寺。夫婦間暴力などから避難する女性のための緊急避難所、一時保護施設のこと。

施策の推進内容	主な事業の概要	担当部局
(4) 総合的な相談体制の充実 総合相談窓口を設置し、相談体制の充実に努めます。	○女性のための総合相談窓口の設置 ・女性相談（関係機関との連携）	企画財政部 関係部